

## 地方公共サービス部会 構成員名簿

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

部会長	ほんだ 本田	かつひこ 勝彦	日本たばこ産業株式会社取締役相談役
委員	かたやま 片山	よしひろ 善博	慶應義塾大学大学院法学研究科教授
委員	もり 森	さだのり 貞述	愛知県高浜市長
委員	よしの 吉野	げんたろう 源太郎	社団法人日本経済研究センター 客員研究員
専門委員	いしかわ 石川	としゆき 敏行	中央大学法科大学院 教授
専門委員	いなざわ 稲澤	かつひろ 克祐	関西学院大学専門職大学院 教授
専門委員	きくち 菊地	まさお 端夫	明治大学 専任講師
専門委員	きし 岸	みちお 道雄	立命館大学 教授
専門委員	さとう 佐藤	とおる 徹	高崎経済大学 准教授
専門委員	ふくしま 福島	ひろひこ 浩彦	中央学院大学 客員教授

(敬称略、50 音順)

## 官民競争入札等監理委員会令（平成 18 年政令第 229 号）（抄）

### （部会）

第一条 官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### （議事）

第二条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。
- 4 委員は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族又はこれらの者が特定支配関係（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十八号）第三条の特定支配関係をいう。次項において同じ。）を有する者の利害に係る事項についての審議及び議決に関与することができない。
- 5 専門委員は、法の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族又はこれらの者が特定支配関係を有する者の利害に係る事項についての審議に関与することができない。

### （委員会の運営）

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。